

## ◆上越市インターンシップ受入促進事業助成金



上越市では、市内における若者及びU・I・Jターン者の就労を促進するため、市内の事業者が行うインターンシップの受入に要する経費の一部を助成します。

### 【対象事業者】

次の(1)～(3)の全てを満たす市内事業者が対象となります。

※市内事業者とは、本社、支社、営業所、工場など、事業活動の場を上越市内に置く事業者であり、行政機関等を除きます。

- (1)市内で連続2日間以上のインターンシップを実施していること
  - (2)市税を滞納していない事業者であること
  - (3)参加学生（大学（大学に置く大学院を含む）、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在学する満18歳以上の学生）へ下表の基準額を超える支援金を支払っていること
- ※支援金とは、インターンシップに参加した学生の負担軽減のために、事業者が学生に支払った経費を指し、交通費、宿泊費、飲食代等を含みます。

### 【基準額】

県外の学生 (1人あたり)	市外の学生 (1人あたり)	市内の学生 (1人あたり)
20,000円	10,000円	4,000円

### 【助成内容】

市から事業者への助成額は、インターンシップ参加学生への支援金額の2/3以内（1,000円未満切り捨て）です。助成金の上限額は以下のとおりとなります。

県外の学生 (1人あたり)	市外の学生 (1人あたり)	市内の学生 (1人あたり)
20,000円	10,000円	4,000円

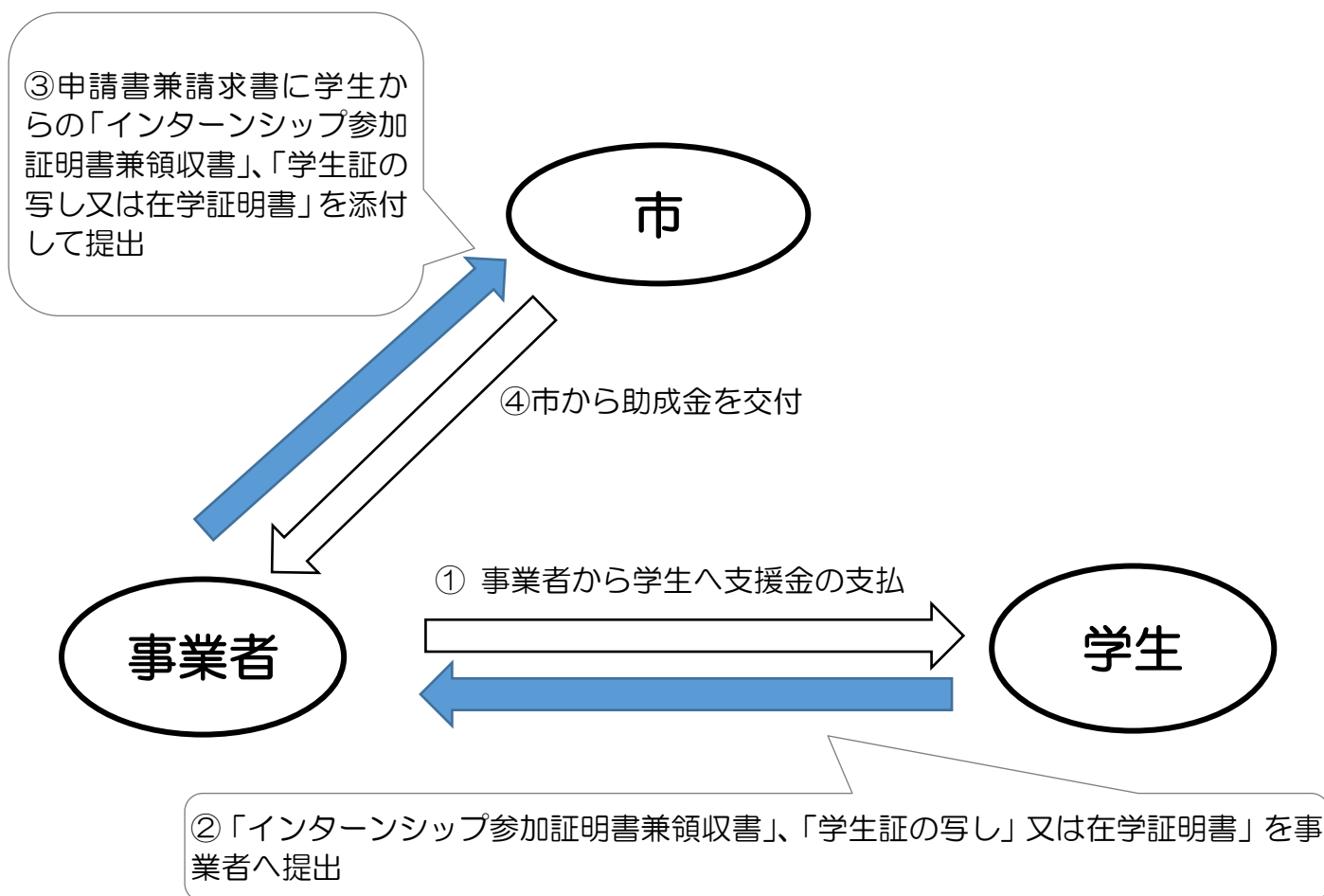
### 【助成金交付例】

- ・市内本社の事業者が市内で 2 日間のインターンシップを実施し、東京都の大学生に 36,000 円の支援金を支払った場合  
支援額 36,000 円×2/3=24,000 円  
県外の学生 1 人当たりの上限額が 20,000 円であるため、市から事業者への助成金の額は 20,000 円となります。

### 【申請方法】

- ・インターンシップが終了した日から 1 か月以内に次の書類を産業政策課に提出してください。
- ① 申請書兼請求書
  - ② インターンシップ参加証明書兼領収書（受入学生から提出を求めてください）
  - ③ 受入学生の学生証の写し又は在学証明書（受入学生から提出を求めてください）

### 【助成金申請手続きの流れ】



このチラシに関するお問い合わせ

上越市産業観光交流部産業政策課労働係 (☎025-526-5111 内線 1266、1755)

〒943-8601 上越市木田 1-1-3



※申請書の様式は、上越市のホームページからダウンロードが可能であり、記載例も掲載していますので、参考として下さい。

※詳細については、上越市インターンシップホームページ <http://www.j-internship.jp/> をご覧ください。または、直接、お問い合わせください。